

第38号議案

「2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

令和3年8月10日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和3年7月8日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人 しながわチャイルドライン

住所 (所在地) 東京都品川区東大井5-23-24-203

代表者名 (ふりがな) たに やま けい た

谷山啓太

代表者連絡先 (事務担当者) 北島仍子 電話090-4967-0370

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会共催・後援名義を使用いたく申請します。

記

事業名	2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの電話チャイルドラインの東京都内広報強化キャンペーンに参加し、電話の実施と広報活動を行います。実は東京のチャイルドライン12団体で東京都の全域を手分けし配布することにいたしました。しながわチャイルドラインでは品川区の他に中央区、千代田区、文京区、清瀬市、東大和市にカードをお配りいたしております。 ・文京区の子どもたちに、このフリーダイヤルのチャイルドラインを知ってもらうために、区立小中学校にカードを送付し、配布をお願いいたく存じます。(詳しくは別紙企画書及び予算書を参照ください) 		
実施期間	2021年 7月 1日 (木) ~	2021年 9月 30日 (木)迄	(92日間)
実施場所	しながわチャイルドライン他、東京都内12か所を含む全国68箇所のチャイルドライン		
事業内容	目的※	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドラインには、その日の楽しかったこと、残念なこと、友達とのちょっとしたいざこざ、悩み、困った事等子どもたちからの様々な生の声が届きます。チャイルドラインのメンバーが、しっかり聴くことによって、子どもたちは気持ちを受け止めてもらい、自分の考えを整理しながら自分の力で前向きに進んでいくことが出来ます。チャイルドラインは子どもの心の居場所として子どもの気持ちを尊重します。 ・昨年からの「新型コロナ」の影響でストレスがたまり生きずらさを抱える子どもたちもいます。名前を言わなくていい。秘密は守る。チャイルドラインは、子どもたちが気持ちを言葉にだし受けとめられることで、子どもは自らの力を回復し、新たな1歩をふみだすエンパワーメントと効果が有りま 	
	内容	チャイルドラインの東京都内広報強化キャンペーン(2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン)を行うに当たり、文京区の子どもさん方に、このフリーダイヤルのチャイルドラインを知ってもらう為(詳しくは別紙企画書をご参照ください)	
	対象者	18歳以下の都内の子ども (参加予定人員 78万人)	
	参加費	なし	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	①東京都 ②品川区 ③品川区教育委員会		
備考	東京都の後援承認書のコピーを添付いたします。		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

2021年7月

特定非営利活動法人 しながわチャイルドライン

〒140-0011東京都品川区東大井 5-23-24-

コーポ柴田 203

代表理事 谷山啓太

趣旨、目的

18歳までの子ども専用の電話「チャイルドライン®」は、日本では1998年に初めて活動が始まり、現在は39都道府県で実施されています。2009年5月より全国どこからでもフリーダイヤルでかけられる体制となり、2019年度も全国で約18万件の電話を受けています。また、2016年度からは、電話に加えてオンラインチャットも開設し広く子どもの声を受けとめる体制を進めています。

いじめ、不登校、虐待など、チャイルドラインには子ども達からの様々な生の声が届きます。昨年からの「新型コロナ」の影響が子どもたちの生活全般に及び、学校でも家庭でもストレスが溜まり生きづらさを抱えている状況となっています。匿名で話せるチャイルドラインは、そのような子どもたちが、気持ちを言葉に出し受け止められることで、力を回復し、新たな一歩に向かうエンパワメントの効果があります。

本数が多く子どもたちに必要とされる一方で、常に新たな子どもたちや周囲の大人への認知を高める社会的広報も必要であるため、東京都内のチャイルドライン団体では、毎年、共同キャンペーンを実施して周知を図り、社会への理解と支援を求めています。今年度は、不登校や自死が増える夏休み明けを重点にキャンペーン期間とし、夏休み前の7月から明けの9月にかけて学校などを通じたカードの配布など広報活動を進め、都内の子どもたちへのチャイルドラインの周知をはかり、子どもの電話やチャットを協力して受けます。また、協力して子どもの電話を受ける体制の充実を図り、東京都全域における子どもを見守る社会システムに貢献し、社会資源との連携を図ることに努め、子どもたちが生きやすい社会づくりを目指します。

実施内容

- ・東京都内のチャイルドライン実施12団体が協働し、東京都内の子どもにチャイルドラインのカード配布などの広報を進め、困ったときや悩んでいるとき、気持ちが落ち込んだ時に相談できる場所があることを知ってもらう。
- ・夏休み明け前後の学校生活への不安が高まる時期にあわせて実施し、より多くの子どもたちの気持ちを受けとめ、いじめや孤立などにより子どもが自死に追いやられることの予防に努める。
- ・東京都内の実施団体が協力して電話・チャットで子どもたちの声を受けとめ、集約期間中の都内発信の電話について集計・分析を進める。

【対象年齢】 東京都内の18歳までの子ども（主に小中学生78万人）、広く一般のおとな（広報）

【広 報】 カード・ポスターの配布、インターネットやチラシによる周知、口コミなど

【広報強化期間】 2021年7月1日（木）～9月30日（木）

【東京都内発信集約期間】 2021年8月23日（月）～9月5日（日）

東京キャンペーンの実施体制

【主 催】 チャイルドライン東京ネットワーク（任意団体）

【参加・共催団体】 東京都内のチャイルドライン実施運営団体

せたがやチャイルドライン（社会福祉法人世田谷ボランティア協会）

めぐろチャイルドライン（特定非営利活動法人めぐろチャイルドライン）

八王子チャイルドライン「コッコロ」（特定非営利活動法人八王子チャイルドライン）

チャイルドライン中野子ども電話（チャイルドライン中野子ども電話）

チャイルドラインむさしの（特定非営利活動法人チャイルドラインむさしの）

しながわチャイルドライン（特定非営利活動法人しながわチャイルドライン）

チャイルドライン八王子こどものでんわ★21（特定非営利活動法人子どもネット八王子）

チャイルドラインたちかわ（チャイルドラインたちかわ）

とうきょうかわのてチャイルドライン（特定非営利活動法人こうとう親子センター）

こまえチャイルドライン (こまえチャイルドライン)
みなとチャイルドライン (みなとチャイルドライン)
チャイルドラインすぎなみ (チャイルドラインすぎなみ)

【後 援】 東京都・品川区・品川区教育委員会
【協 力】 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター (認定NPO)
【電 話】 0120-99-7777

年末年始を除く毎日実施16時～21時
全国から無料でかけられ、全国の40都道府県68チャイルドラインに着信
チャイルドライン支援センターが、内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省他の
名義後援、協賛を得て運営管理している。

【チャット】 <https://childline.or.jp/chat/index.html> .

毎木・金・第3土16時～21時
全国から無料でアクセスでき、開設団体で対応。電話と同様、
チャイルドライン支援センターが運営管理。都内では5団体が開設。
しながわチャイルドラインは参加している。

問い合わせ先

特定非営利カドウ法人 しながわチャイルドライン
〒140-0011 東京と品川区東大井5-23-24-203
Tel & Fax 03-5462-2868
事務局担当理事 北島仍子 (090-4967-0370)

<中高生用カード>

子どもの声に、
耳をすます電話

チャイルドライン

☎0120-99-7777 毎日 16:00~21:00
通話無料(携帯・スマホもOK)



チャイルドラインの約束

秘密を守る。	どんなことでも、一緒に考える。
名前は言わなくてもいい。	切りたいときは切っていい。

2016チャイルドライン全国キャンペーン
主催：認定特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター 後援：内閣府・文部科学省・厚生労働省・総務省

<小学生用カード>

childline

18歳まで
子どもがかけられる電話
チャイルドライン

☎0120-99-7777

通話無料(携帯・スマホもOK) まいにち 16時~21時

2018チャイルドライン全国キャンペーン
主催：認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター 後援：内閣府・文部科学省・厚生労働省・総務省

チャイルドラインのやくそく

- ヒミツは守るよ
- どんなことでも、いっしょに考える
- おまえは言わなくてもいい
- 切りたいときは電話を切っていい

QRコードでチャイルドラインの携帯サイトにアクセスできます▲

悩みは、
言葉にした
瞬間、
小さくなる。

チャイルドラインは、
どんな悩みも受け止める、
18歳までの子どもがかけられる無料の電話。
言いたくないことは、言わなくてかまわない。
君の言葉に寄り添って、ともに考えたい。
世界は、学校と家だけじゃない。
いつでも君の助けになろうとする大人が、
ここにいることを、覚えていてほしい。

東京のチャイルドライン <http://www.childline.x0.com/>

東京の
チャイルドライン
だよ!

<http://childline.x0.com>
2018.5 現在

チャイルドラインたちかわ
☎ご3時~8時
042-526-7622

チャイルドラインすぎなみ
☎ご4時~9時
フリーダイヤル実施中

チャイルドライン八王子
子どものでんわ★21
☎ご4時~8時
第1☎ご5時~9時
042-643-5822

せたがやチャイルドライン
☎ご4時~9時
03-3412-4747

チャイルドラインむさしの
☎ご2時~8時
0422-23-7850

八王子チャイルドライン
「ココロ」
☎ご6時~9時
☎ご3時~6時
042-656-8338



こまねチャイルドライン
☎ご4時~9時
03-3489-4535

とうきょうかわのて
チャイルドライン
☎ご6時~9時
03-3633-0874

チャイルドライン
中野子ども電話
☎ご4時~9時
フリーダイヤル実施中

めぐろチャイルドライン
フリーダイヤル実施中

みなとチャイルドライン
フリーダイヤル実施中

しながわチャイルドライン
フリーダイヤル実施中

都内チャイルドライン実施12団体 一覧

	団体名	所在地
1	せたがやチャイルドライン	社会福祉法人世田谷ボランティア協会 東京都世田谷区下馬2-20-14
2	めぐろチャイルドライン	特定非営利活動法人めぐろチャイルドライン 東京都目黒区中目黒四丁目10番8号
3	八王子チャイルドライン 「コッコロ」	特定非営利活動法人八王子チャイルドライン 東京都八王子市寺町29-18
4	チャイルドライン中野 子ども電話	チャイルドライン中野子ども電話 東京都中野区新井4-4-6-201
5	チャイルドラインむさしの	特定非営利活動法人チャイルドラインむさしの 東京都武蔵野市西久保1-10-10
6	しながわチャイルドライン	特定非営利活動法人しながわチャイルドライン 東京都品川区東大井5-23-24-203
7	チャイルドライン八王子 こどもの電話★21	特定非営利活動法人子どもネット八王子 東京都八王子市緑町115番地の5
8	チャイルドラインたちかわ	チャイルドラインたちかわ 東京都立川市一番町6-17-1-23-201山中方
9	とうきょうかわのて チャイルドライン	特定非営利活動法人こうとう親子センター 東京都江東区大島2-9-28
10	こまえチャイルドライン	こまえチャイルドライン 東京都狛江市中和泉2-1-5-403 深谷様方
11	みなとチャイルドライン	みなとチャイルドライン 東京都港区芝1-12-18
12	チャイルドラインすぎなみ	チャイルドラインすぎなみ 東京都杉並区西荻南4-4-8

事業予算書

事業名2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン

団体名NPO法人 しながわチャイルドライン

法人

収 入		単位：円	支 出		単位：円
1、助成金 品川区社会福祉協議会 (ボランティア助成金)		48,892	1、通信費 (電話代等7, 8, 9月分)		12,000
2、自主財源 (当会より拠出)		58,108	2、広報費(カード、パンフレット等) (品川区、文京区、千代田区、 中央区、東大和市、清瀬市)		76,000
			3、送料 (私立学校、都立学校他) (封筒代)		19,000
計		107,000	計		107,000

令和3年7月 8日

令和

(備考)

尚、不足が生じた場合には主催者が負担するものとする。

4

特定非営利活動法人 しながわチャイルドライン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しながわチャイルドラインという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちの声を受け止め、自立を助ける環境づくりに関する事業を行い、地域の中で子どもたちが安心して生活でき、大人と子どもが共に育ちあえる、町づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) チャイルドラインの実施、運営をするための事業。
- (2) チャイルドラインの運営スタッフや電話の受け手など、チャイルドラインに携わる人材育成のための事業
- (3) しながわチャイルドラインの支援者、支援団体とのネットワークを作るための事業
- (4) しながわチャイルドラインが受け止めた子どもたちの声を社会に発信する事業

(5) その他、目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上 10人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち1人を代表理事、2人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、総会における議決事項について、書面、又は電磁的方法をもって表決する。あるいは、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、理事会における議決事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	浅川周二	理事	服部美代子
副代表理事	矢吹陽子	理事	猪俣庸子
副代表理事	北島仍子		
理事	大嶋國枝	監事	守田百合子
理事	船尾豊子		
理事	徳江安子 (事務局長)		
理事	伊藤眞知子		

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	浅川周二	理事	服部美代子
副代表理事	矢吹陽子	理事	猪俣庸子
副代表理事	北島仍子		
理事	大嶋國枝	監事	守田百合子
理事	船尾豊子		
理事	徳江安子 (事務局長)		
理事	伊藤眞知子		

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第4号議案：役員2名の増員選任について

役員体制を拡充し、業務の速やかな遂行のため、小林けさみ氏、谷山啓太氏を理事として選任する。

定款第12条 理事5人以上10人以内、監事1人以上2人以内
尚、定款第15条の規定により、任期は現任者の残存任期と同じとなる。

~~2020年度役員名簿~~

理事	浅川 周二
理事	猪俣 庸子
理事	片岡 紀子
理事	北島 仍子
理事	服部 美代子
理事	松澤 麗子
理事	矢吹 陽子
監事	内藤 賢志

令和3年度

新役員名簿 (案)

2021. 5. 22 総会、理事会で決定

理事	浅川 周二	現任
理事	猪俣 庸子	現任
理事	片岡 紀子	現任
理事	北島 仍子	現任
理事	服部 美代子	現任
理事	松澤 麗子	現任
理事	矢吹 陽子	現任
理事	小林 けさみ	新任※
理事	谷山 啓太	新任※
監事	内藤 賢志	現任

代表、副代表は、定款第13条の定めにより、総会で承認された役員にて理事会を開催し、代表1名、副代表2名以上を互選にて決定する。

